

福祉施設通園費助成

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	

【留意事項】

- ・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等に基づく施設に通所する人及び障がいの状況により単独に通所できない人は、その介護者（身体障害者福祉法に基づく在宅障害者デイサービス施設に通所する人を除く）
- ・児童福祉法に基づく施設に通所されている者の介護者（保育所を除く）
- ・障害者小規模通所作業所等に通所する人

◆説明

施設等に通所(通園)する人に対し、交通費を助成します。

◆手続(申請)先

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178
(申請は施設を通じて行ってください)

◆手続に必要なもの

- ・申請書
- ・印鑑

◆関連する項目

自動車運転免許取得費助成(市)

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
【留意事項】 運転免許を新規に取得し、就労等が見込まれる人		

◆説明

身体障がい者の社会活動への参加と自立の促進を図ることを目的として運転免許取得費の助成をするものです。

<助成額>

自動車運転免許取得に直接要した経費の2/3以内とし、100,000円を限度とします。

◆手続(申請)先

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

運転免許取得後1ヶ月以内に手続きをしてください。

◆手続に必要なもの

運転免許取得に要した費用を証明する書類

運転免許証の写し

身体障害者手帳

印鑑

銀行口座

◆関連する項目

自動車改造費助成

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	上肢、下肢、体幹機能障害に限る
【留意事項】 就労等のため自ら所有し、運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造する必要がある人。 所得制限があります。		

◆説明

自動車の操向装置、駆動装置等の改造に要する経費で100,000円を限度額とします。

◆手続（申請）先

市役所 1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

◆手続に必要なもの

＜事前申請時＞
 改造費用見積書
 運転免許証
 身体障害者手帳
 車検証
 印鑑
 申請書

＜改造後に提出＞
 改造完了届け
 改造完了証明
 銀行口座振込依頼書

◆関連する項目

重度障害者等タクシー料金助成

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1・2級	肢体（1・2級）、視覚（1・2級）、内部障がい者（1級）に限る
知的障がい	A	
【留意事項】 施設に入所していない人		

◆説明

- ・電車・バス等の交通機関を利用することが困難な重度障がい(児)者が移動手段としてタクシーを利用した場合、基本料金相当額を助成します。
- ・助成制度が利用できるのは、本市と契約のあるタクシー会社に限定されます。
(利用できるタクシー会社、連絡先等は、助成利用券に記載しています。)

<助成方法>

年48枚を限度として、タクシー料金助成利用券を交付します。(交付は申請のあった翌月からになります。)

◆手続(申請)先

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 TEL 740-1178

◆手続に必要なもの

身体障害者手帳又は療育手帳
印鑑
申請書

◆関連する項目

リフト付寝台タクシー料金助成
川西市高齢者外出支援サービス (長寿・介護保険課)

リフト付寝台タクシー料金助成

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～2級	肢体(1・2級)、視覚(1・2級)、内部障がい者(1級)で外出時の移動手段として常時車いすを必要とする人
知的障がい	A	外出時の移動手段として常時車いすを必要とする人
【留意事項】 施設に入所していない人		

◆説明

- ・重度障がい者で常時車いすを利用している人などを対象に、リフト付寝台タクシーを利用した場合、その費用の半額を助成します。
- ・料金形態は会社によって異なりますので、利用する場合は必ず事前に問い合わせ、予約をしてください。
- ・助成制度が利用は、本市と契約のあるタクシー会社に限定されます。
(利用できるタクシー会社、連絡先等は、助成利用券に記載しています。)

<助成方法>

年48枚を限度として、リフト付寝台タクシー料金助成利用券を交付します。(交付は申請のあった翌月からになります。)

◆手続(申請)先

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

◆手続に必要なもの

身体障害者手帳又は療育手帳
印鑑
申請書

◆関連する項目

重度障害者等タクシー料金助成
川西市高齢者外出支援サービス (長寿・介護保険課)

障害者住宅改造費助成

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
【留意事項】 所得制限があります。		

◆説明

障がい者が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるように住宅の増改築・改造費用を助成します。

<助成額>

住宅の増改築、改造に要した経費で、合計1,000,000円を限度額としますが、別途、改造個所ごとにも限度額が定められています。

また、世帯の生計中心者の所得税額等により、対象経費に助成率を乗じた金額を助成します。

世帯の生計中心者の所得税額等により、助成が受けられない場合もあります。なお、65歳以上の方は介護保険制度が優先しますので、担当課にお問い合わせください。

◆手続（申請）先

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

健康生活室 長寿・介護保険課 Tel 740-1147

◆手続に必要なもの

工事見積書

図面

生計中心者の前年分の市・県民税額、所得税額を証明する書類

家主の工事承諾書（借家の場合）

印鑑

申請書

◆関連する項目

障害者住宅整備資金貸付事業

駐車料金割引

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	自転車等駐車場は対象外
【留意事項】		

◆自転車等駐車場（市営）

割引内容・率	定期使用料半額免除
手続先(問い合わせ窓口)	市役所5階 道路管理課 TEL740-1184
手続に必要なもの	身体障害者手帳・印鑑
備考	

◆アステ川西駐車場・228パーキング

割引内容・率	一時駐車料金半額免除
手続先(問い合わせ窓口)	川西都市開発㈱ TEL755-2010
手続に必要なもの	身体障害者手帳又は療育手帳
備考	身体障害者手帳又は療育手帳所持者が自らが運転するか同乗している場合。

◆関連する項目

交通機関等の割引(鉄道)

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B 1・B 2	
【留意事項】 第1種・第2種の別により、割引内容に違いがありますので、利用に当たっては ご注意ください。		

◆JR

第1種身体障害者手帳所持者又は第1種療育手帳所持者が介護者と利用するとき

割引内容・率	本人と介護者1人が5割引 <割引となる乗車券等の種類> 普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券（特別急行列車に 対する急行回数乗車券を除く）、急行券（特別急行券を除く）
手続先(問い合わせ窓口)	乗車船券発売所へ
手続に必要なもの	身体障害者手帳又は療育手帳
備考	・障がい者単独で利用する場合は、第2種扱いとなります。 ・大人乗車券を購入する対象者が介護者と共に乗車船する 場合に限り、自動券売機で小児乗車券を購入し、乗車でき ます。

第2種身体障害者手帳所持者又は第2種療育手帳所持者が片道100kmを越える区間を利用するとき

割引内容・率	本人のみ5割引 <割引となる乗車券等の種類> 普通乗車券
手続先(問い合わせ窓口)	乗車船券発売所へ
手続に必要なもの	身体障害者手帳又は療育手帳
備考	

◆私鉄

第1種身体障害者手帳所持者又は第1種療育手帳所持者が介護者と利用するとき

割引内容・率	本人と介護者一人が5割引
手続先(問い合わせ窓口)	切符売り場
手続に必要なもの	身体障害者手帳又は療育手帳
備考	・障がい者単独で利用する場合は、第2種扱いとなります。

第2種身体障害者手帳所持者又は第2種療育手帳所持者が片道100kmを越える区間を利用するとき

割引内容・率	本人のみ5割引
手続先(問い合わせ窓口)	切符売り場
手続に必要なもの	身体障害者手帳又は療育手帳

交通機関等の割引（飛行機・バス）

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B 1・B 2	
【留意事項】 第1種・第2種の別により、割引内容に違いがありますので、利用に当たっては ご留意ください。		

◆国内航空運賃

12歳以上の第1種身体障害者手帳所持者又は第1種療育手帳所持者

割引内容・率	本人と介護者一人が2割5分引
手続先(問い合わせ窓口)	航空会社支店、営業所、代理店
手続に必要なもの	身体障害者手帳又は療育手帳
備考	

12歳以上の第2種身体障害者手帳所持者又は第2種療育手帳所持者

割引内容・率	本人のみ2割5分引
手続先(問い合わせ窓口)	航空会社支店、営業所、代理店
手続に必要なもの	身体障害者手帳又は療育手帳
備考	

◆バス運賃

第1種身体障害者手帳所持者又は第1種療育手帳所持者

割引内容・率	本人と介護者一人が5割引
手続先(問い合わせ窓口)	運賃支払時に乗務員に手帳を提示してください。
手続に必要なもの	身体障害者手帳又は療育手帳
備考	介護者と共に割引を受ける場合【バス介護付】の押印が 手帳にされている必要があります。

第2種身体障害者手帳所持者又は第2種療育手帳所持者

割引内容・率	本人のみ5割引
手続先(問い合わせ窓口)	運賃支払い時に乗務員に手帳を提示してください。
手続に必要なもの	身体障害者手帳又は療育手帳
備考	

交通機関等の割引(タクシー・有料道路)

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B 1・B 2	
【留意事項】 第1種・第2種の別により、割引内容に違いがありますので、利用に当たってはご注意ください。		

◆タクシー

第1種・第2種身体障害者手帳所持者又は第1種・第2種療育手帳所持者

割引内容・率	運賃の1割引
手続先(問い合わせ窓口)	運賃支払時に乗務員に手帳を提示してください。
手続に必要なもの	身体障害者手帳又は療育手帳

◆有料道路

第1種身体障害者手帳所持者又は第1種療育手帳所持者

割引内容・率	本人が運転する場合及び本人以外の者が運転する場合、通常料金の半額になります。
自動車の台数	障がい者1人につき1台
自動車の所有者	・本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等 ・上記の者が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している人

第2種身体障害者手帳所持者又は第2種療育手帳所持者

割引内容・率	本人が運転する場合のみ通常料金の半額になります。
自動車の台数	障がい者1人につき1台
自動車の所有者	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等

<以下の自動車は対象になりません>

- ・割賦購入(ローン)、又は長期リースにより自動車を利用している場合以外であって車検証の「所有者の氏名又は名称」欄又は「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの
- ・車検証の「自家用・事業用の別/適否」欄に「事業用」と記載されているもの

<申請先>

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

<申請に必要なもの>

- ・ETCを利用しない場合
身体障害者手帳又は療育手帳、車検証、運転免許証(本人が運転する場合)
- ・ETCを利用する場合
身体障害者手帳又は療育手帳、車検証、運転免許証(本人が運転する場合)、ETCカード(原則、障がい者本人名義のもの)、ETC車載器セットアップ申込書・証明書

NHK放送受信料の減免

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	
【留意事項】 下の「説明」欄に記載した事項に該当する場合、減免となります。		

◆説明

<全額免除>

・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合

<半額免除>

・契約者が身体障害者手帳を所持する視覚障がい者又は聴覚障がい者で世帯主
 ・契約者が身体障害者手帳を所持する重度の障がい者（身体障がい1～2級、知的障がいA判定、精神障がい1級）で世帯主

◆手続（申請）先

市役所 1階 福祉推進室 障害福祉課 TEL 740-1178

◆手続に必要なもの

- ・障害者手帳
- ・市民税額や収入についての証明書
- ・印鑑

◆関連する項目

点字郵便物等の料金割引

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1・2級	
知的障がい	A	
【留意事項】		

◆説明

○点字郵便物・特定録音郵便物——無料（3kgまで）

*点字郵便物

点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とするものです。

*特定録音郵便物

特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で郵政公社が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設宛てに差し出されるものに限りま

○心身障害者用冊子小包郵便物・聴覚障害者用小包郵便物・点字小包郵便物

*心身障害者用冊子小包郵便物

身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方と一定の図書館との間で発受されるものに限りま

*聴覚障害者用小包郵便物

聴覚障害者用ビデオテープを内容とし、聴覚障がい者と郵政公社が指定する施設との間で発受されるものに限りま

*点字小包郵便物

3kgを超えるものは一般小包郵便物の料金の半額となります。

郵送料

重量	～150g	～250g	～500g	～1kg	～2kg	～3kg
種類	90円	105円	145円	170円	225円	295円

◆手続（申請）先

郵便局

◆手続に必要なもの

◆関連する項目

携帯電話・電話番号案内

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	
【留意事項】 電話番号の無料案内については障がいの種類・等級による制限があります。		

◆説明

○携帯電話の基本使用料等が割引となります。

年齢等によりサービスを受けられないことがありますので、詳しくは各電話会社にお問い合わせください

○電話番号の案内が無料となります。

<対象>

- ・視覚障がい者：1～6級
- ・肢体障がい者：1・2級
(ただし、上肢・体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害に限る)
- ・療育手帳所持者：A～B2

<申請に関する問い合わせ>

NTT（局番なしの116）

◆手続（申請）先

各電話会社の支店、販売店など

◆手続に必要なもの

障害者手帳

◆関連する項目

税の控除(所得税)

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	

【留意事項】次のいずれかに該当する場合

- ・障がい者・障がい児が所得税の納税義務者本人
- ・障がい者・障がい児が所得税の納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族である場合

◆説明

○一般障害者控除

【対象者】

- ・ 3～6級の身体障害者手帳を持っている人
- ・ 知的障がい者と判定された人
- ・ 2級、3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人等

【控除額】 所得金額から 27 万円が控除されます。

○特別障害者控除

【対象者】

- ・ 1級、2級の身体障害者手帳を持っている人
- ・ 重度の知的障がい者と判定された人
- ・ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人等

【控除額】 所得金額から 40 万円が控除されます。

・ 控除対象となる配偶者が同居特別障がい者の場合は配偶者控除額が 35 万円加算されます。

・ 扶養親族が同居特別障がい者の場合は、扶養控除額が 35 万円加算されます。

・ 障害手帳の無い人が要介護認定を受けている場合、障害者控除対象者認定証（交付は健康生活室 長寿・介護保険課 TEL 740-1174）により障害者控除を受けることができる場合があります。

詳しくは税務署へお問い合わせください。

◆手続(申請)先

伊丹税務署

〒664-8505

伊丹市千僧1丁目47-3 TEL 779-6121

◆関連する項目

税の控除(市県民税)

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B 1・B 2	
精神障がい	1～3級	
【留意事項】		

◆説明

○非課税

前年の合計所得金額が125万円以下の場合、非課税となります。(障がい者・障がい児が納税義務者本人である場合)

*所得金額とは、障害者控除などの各種所得控除を差し引く前の金額で、収入金額から必要経費を差し引いた金額をいいます。

○一般障害者控除

【対象者】

- ・ 3～6級の身体障害者手帳を持っている人
- ・ 知的障がい者と判定された人
- ・ 2級、3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人等

【控除額】 所得金額から26万円が控除されます。

○特別障害者控除

【対象者】

- ・ 1級、2級の身体障害者手帳を持っている人
- ・ 重度の知的障がい者と判定された人
- ・ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人等

【控除額】 所得金額から30万円が控除されます。

・ 控除対象となる配偶者が同居特別障がい者の場合は、配偶者控除額が23万円加算されます。

・ 扶養親族が同居特別障がい者の場合は、扶養控除額が23万円加算されます。

・ 障害手帳の無い人が要介護認定を受けている場合、障害者控除対象者認定証(交付は長寿・介護保険課 Tel 740-1174)により障害者控除を受けることができる場合があります。

◆手続(申請)先

市役所2階 市民税課 Tel 740-1132

◆関連する項目

税の控除(相続税)

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	
【留意事項】		

◆説明

障がい者・障がい児が相続により財産を取得する場合、控除が受けられます。

○一般障害者控除

【対象者】

- ・ 3～6級の身体障害者手帳を持っている人
- ・ 知的障がい者と判定された人
- ・ 2級、3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人等

【控除額】

85歳に達するまでの年数に6万円を乗じた金額を相続税額から控除します。

○特別障害者控除

【対象者】

- ・ 1級、2級の身体障害者手帳を持っている人
- ・ 重度の知的障がい者と判定された人
- ・ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人等

【控除額】

85歳に達するまでの年数に12万円を乗じた金額を相続税額から控除します。

詳しくは税務署へお問い合わせください。

◆手続(申請)先

伊丹税務署

〒664-8508

伊丹市千僧1丁目47-3 Tel 779-6121

◆手続に必要なもの

◆関連する項目

税の控除・減免（自動車税・自動車取得税）

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	障がいの等級・部位の基準が詳細に定められていますので、県税事務所にお問い合わせください。
知的障がい	A・B1	生計を一にする人が本人のために運転する場合
精神障がい	1級	同上
【留意事項】 入院中の方は対象となりませんので、ご注意ください。		

◆説明

<減免の対象となる自動車>

障がい者1人に対して1台とし、次に掲げる自動車でもっぱら障がい者のために継続的に使用されるもの

- ・障がい者又は障がい者と生計を一にする親族が取得又は所有する自動車で、もっぱらその障がい者の通学(園)、通院、通所、通勤、生業のために継続的に使用される自動車
- ・障がい者の方のみの世帯が取得又は所有する自動車で、その人を常時介護する人が運転し、もっぱら障がい者のために継続的に使用される自動車

◆手続（申請）先

- ・自動車取得税（新しく自動車を購入(取得)する場合)
灘県税事務所自動車取得税審査課 Tel 078-441-0305
 (軽自動車：西神戸県税事務所軽自動車取得税課 Tel 078-927-7700)
- ・自動車税（既に所有している自動車について新たに自動車税の減免を受ける場合)
伊丹県税事務所 Tel 785-7451 (年度途中の減免申請も可能です)

◆手続に必要なもの

- ・障害手帳
- ・印鑑
- ・運転免許証
- ・自動車税等に係る生計同一証明書（障がい者本人が運転し、車が障がい者本人名義の場合は不要）
- ・自動車税等に係る常時介護証明書（障がい者のみの世帯が所有又は取得し、介護者が運転する場合に必要）

<自動車税等に係る生計同一証明書・自動車税等に係る常時介護証明書の申請窓口>

*申請に必要なものをあらかじめ電話等で確認してからお出かけください。

身体障害者手帳・療育手帳所持者：市役所1階 福祉推進室 障害福祉課

Tel 740-1178

精神障害者保健福祉手帳所持者：伊丹健康福祉事務所 Tel 783-1231

◆関連する項目

税の控除・減免(軽自動車税・個人事業税・マル優)

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	
【留意事項】 税目ごとに対象者が異なりますので、ご注意ください。		

◆説明

○軽自動車税の減免

＜対象者＞

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

＜条件＞

障がい者本人等の所有でもっぱら当該障がい者の利用に供するもの

＜申請先＞

市役所2階 市民税課 Tel 740-1132

＜手続に必要なもの＞

障害手帳

運転免許証

印鑑

○個人事業税

＜対象者＞

重度の視力障がい者（全盲又は両眼の矯正視力の和が0.06以下人）

＜条件＞

あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業を個人で営む場合は、個人事業税は非課税となります。

＜申請先＞

伊丹県税事務所 Tel 785-9417

○障がい者等のマル優等

(1)障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度

非課税の対象：預貯金（郵便貯金等を除く）、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券です。非課税となるのは、上記4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子です。

(2)障がい者等の少額公債の利子の非課税制度

非課税の対象となる貯蓄は国債及び地方債です。非課税となるのは、国債及び地方債の額面の合計額が350万円までの利子です。これは障がい者等のマル優と別枠になっています。

*上記いずれも対象は、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人です。申請手続き等の詳細につきましては、金融機関、証券会社、郵便局等にお問い合わせください。